**令和６年度親子関係再構築支援事業**

**（児童虐待からの親機能回復支援プログラム）**

**実施業務の市場性確認（参加意思確認）にかかる公示**

**令和５年９月**

**大阪府・大阪市**

本事業は、大阪府議会および大阪市議会において令和６年度予算として措置された場合のみ事業化される。予算の成立をみなければ、効力は発生しないものとする。

**公示の趣旨**

　大阪府及び大阪市においては、児童虐待を行った保護者に対して、家庭機能を回復することを目的として「家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復にかかるグループプログラム）実施業務」を民間事業者に外部委託し実施しています。

　平成25年度以降、府市合同事業として受注者を公募しているものの、平成30年度以降、申し込み事業者が公益社団法人子ども情報研究センター（以下、「特定者」という。）以外なく、以降、特定者が誠実に履行しております。

　そういったことから当該事業における市場性を確認すべく、ここに当該業務を受注する意思確認を実施するものです。

なお、本通知内で示す期限内に特定者以外に受注意思の申請があった場合は、市場性があるものとして総合評価一般競争入札を実施したうえ、受注者を決定するものとし、期限内に受注意思の申請の無かった場合、市場性がないものとして特定者と随意契約を実施する予定です。

**令和５年９月29日**

**大阪府中央子ども家庭センター所長**

**大阪市こども青少年局長**

**１　発注予定業務の内容**

（１）委託業務名称

令和６年度親子関係再構築支援事業（児童虐待からの親機能回復支援プログラム）実施業務

（２）発注機関

　　　大阪府中央子ども家庭センター及び大阪市こども青少年局

（３）業務場所

　　　大阪府内

（４）履行期間

　　　令和６年４月１日～令和７年３月31日

（５）事業の目的と事業内容

児童虐待を防止するため、本事業は児童虐待を行った保護者に対して、適切な支援・指導を行うことにより、保護者が虐待という子どもへのかかわりを修正し、家族機能が回復することを目的として実施する。

　　なお、参考として令和５年度事業の契約条項、仕様書を添付する。

（６）特定者の商号又は名称、所在地
公益社団法人子ども情報研究センター

　　　大阪市港区波除４丁目１番37号

（７）令和５年度の契約金額（参考）

　　　￥3,052,000円（税込額）

　　※うち、大阪府負担額1,526,000円、大阪市負担額1,526,000円とし、令和６年度についても同等金額にて契約する見込みです。

**２　スケジュール**

1. 公開日

　　令和５年９月29日

1. 参加意思申請書受付期間

　　令和５年９月29日～令和５年10月30日の午前10時から午後４時

（土曜日、日曜日及び国民の祝日及び午後０時15分から午後１時までを除く）

1. 質問期限

　　令和５年10月16日

1. 質問に対する回答期間

　　令和５年10月23日～令和５年10月30日

1. 審査結果通知日

　　令和５年11月６日発送予定

**３　手続きについて**

1. 参加意思申請方法

　　ア　提出場所

　　　　〒540-0003　大阪市中央区森ノ宮中央１－17－５

　　　　大阪市中央こども相談センター　管理担当

　　イ　提出方法

　　　　持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと）

　　ウ　提出書類

　　　　参加意思確認申請書

1. 質問方法及び回答方法

　　ア　質問方法

　　　　質問書(様式自由)により、下記電子メールアドレスにて受け付けます。

　　　　**エラー! ハイパーリンクの参照に誤りがあります。**

　　　　※件名は、「市場性確認公示にかかる質問」としてください。

　　イ　回答掲載場所

大阪市ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000579910.html>）にて掲載します。

1. 審査結果通知方法

郵送にて行う。

1. 審査結果に対する理由請求

　　審査結果通知時に案内する。

**４　応募要件**

（１）参加資格要件

次の各号に定める内容をすべて満たす社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定民法法人である社団法人及び財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、更生保護法人その他法人格を有する民間事業者であること。

ア　平成25年4月1日からこの応募書類の提出の日までの間に、本事業に類する事業について誠実に履行を完了した実績を有すること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ　令和3・4・5年度（平成33・34・35年度）大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。若しくは、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、本業務委託にかかる総合評価一般競争入札への参加資格審査申請（※）を別で通知する期限まで行うことができること

※【参考】参加資格審査申請

（大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合）≪提出必須≫

①　法務局発行の商業・法人登記の履歴(現在)事項全部証明書

②　最近1事業年度の大阪府の府税事務所発行の府税（全税目）の納税証明書（大阪府内に事業所を有しない方は本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する納税証明書に代えます。）

③　最近1事業年度の本店管轄税務署発行の消費税及び地方消費税の納税証明書

④　財務諸表のうち貸借対照表・損益計算書

⑤　最近1事業年度の大阪市税に係る納税証明書（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）

⑥法務局発行の印鑑証明書

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

オ　企画提案時において、大阪府、大阪市のいずれからも参加停止等、参加保留等又は入札参加除外等の措置期間でない者であり、かつ、当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

カ　大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。大阪市の区域内に事業所を有する者にあっては、市税に係る徴収金を完納していること。大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

キ　事業の主旨を十分に理解したうえで仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるとともに、本事業の実施にあたり大阪府及び大阪市との打合せなどに適切に対応できること。

（２）欠格事項

　　次の各号のいずれかに該当する者は、欠格とする。

ア　役員に次の項目に該当する者がいる法人等

1. 大阪府暴力団排除条例、大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員等
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
3. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

　イ　民事再生法、会社更生法の適用を申請した、又は申請されるおそれのある法人

　ウ　宗教活動を目的とした法人等

　エ　特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人等

（３）失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア　選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

　　エ　本要項に違反又は著しく逸脱した場合

　　オ　その他不正行為があった場合

**５　担当部局**

　　大阪市こども青少年局中央こども相談センター管理担当

　　大阪市中央区森ノ宮中央１－17－５

　　電話（06）4301-3146

**６　交付書類一覧**

1. 公示文（本公示文）
2. 参加意思確認申請書
3. 契約条項（令和５年度）
4. 仕様書（令和５年度）